

資料番号	2
------	---

令和3年11月19日
課名 土木建築局都市計画課
担当者 課長 廣中
内線 4111

## 広島県屋外広告物審議会の審議結果について

### 1 要旨

屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である竹原市に移譲することに対する広島県屋外広告物審議会での審議結果を報告する。

### 2 背景・経緯

竹原市は、昨年10月に景観法に基づく景観行政団体に移行したことから、市の特色を生かした独自の景観づくりが可能となり、景観計画の策定を進めている。

この計画において、屋外広告物の表示等の制限に関する事項も定めていることから、屋外広告物条例の制定等の事務を市が処理することができるよう、令和3年8月4日付けで県に対して申し出がなされた。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

広島県土木建築局都市計画課

#### (2) 実施日時

令和3年10月28日（木）14時00分から15時40分まで

#### (3) 場所

県庁北館4階 第3委員会室（Web会議併用）

#### (4) 審議内容

##### ア 審議事項

屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲について

##### イ 審議結果

屋外広告物等の規制を定める条例の制定及び改廃に関する事務の全部を景観行政団体である竹原市が処理することとするのは、適当である旨の答申を得た。

##### ウ 委員からの主な意見

- ・ 市は、移譲後、地域住民により近い立場で自らが景観や屋外広告物行政に取り組まれていくことから、地域の実情や特性に応じて適切な規制を実施していただきたい。
- ・ 県は、移譲後においても引き続き市と連携して、良好な景観の形成に協力して取り組んでいただきたい。
- ・ 市が検討されている既存不適格となる屋外広告物等の改修に対する補助制度については、地域住民に加えて、施工に携わる事業者に対しても周知していただきたい。

### 4 今後の対応

- (1) 県は、県議会12月定例会に、県屋外広告物条例第39条に規定する「景観行政団体が処理することとする事務の範囲等」に「竹原市」を加える内容の改正案を上程する。
- (2) 竹原市は、市議会2月定例会に、市屋外広告物条例の制定を上程し、令和4年7月1日から施行することとしている。

○ 広島県屋外広告物審議会委員名簿

3条1項1号委員（広島県職員）

氏 名	所 属 等	摘 要
うえだ たかひろ 上 田 隆 博	都市建築技術審議官	

3条1項2号委員（広島県商工会議所連合会関係者）

氏 名	所 属 等	摘 要
いぎ こうじ 伊 木 剛 二	広島県商工会議所連合会 事務局長	

3条1項3号委員（広島県観光連盟関係者）

氏 名	所 属 等	摘 要
ひらの なつこ 平 野 奈 都 子	(一社) 広島県観光連盟 グループリーダー	

3条1項4号委員（屋外広告物の広告業者）

氏 名	所 属 等	摘 要
おかやま まさゆき 岡 山 勝 幸	(株) 美はる社 代表取締役	
おくだ しのぶ 奥 田 し の ぶ	(株) 坂本美工 企画・製作担当	

3条1項5号委員（学識経験者）

氏 名	所 属 等	摘 要
こだま しほ 小 玉 志 帆	BUMA一級建築士事務所 代表	(設計・施工)
◎ たなべ まこと 田 邊 誠	広島大学名誉教授, 弁護士	(法律)
なかはら こうじ 中 原 好 治	広島県議会議員	(行政)
みやかわ ひろえ 宮 川 博 恵	安田女子大学 准教授	(表示・デザイン)
○ やまだ ともこ 山 田 知 子	比治山大学 教授	(都市計画・景観)

※ 順番については、五十音順である。

(注) ◎会長, ○会長代理